

会員の級別基準及び会費

	ボイラー・小型ボイラー等の製造者	ボイラー等の設置者	ボイラー等の据付業者 整備業者	ボイラー等の運転管理受託事業者	ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者	その他	会費年額 (別途: 入会金)
特級	①ボイラー製造 年間25基以上 ②第一種圧力容器製造 年間50基以上 ③第二種圧力容器製造 年間10,000基以上 ④小型ボイラー、小型圧力容器製造 年間合計1,000基以上	①ボイラー・ 小型ボイラー の伝熱面積 合計 500m ² 以上 ②第一種圧力容 器の設置基數 30基以上	①ボイラー等 の据付 年間 100基以上 ②ボイラー等 の整備 年間 800基以上	所属する ボイラー技士 100名以上	—	正会員を 合計 5以上有する 本社等	48,000円 (1,000円)
一級	①ボイラー製造 年間15基以上 ②第一種圧力容器製造 年間25基以上 ③第二種圧力容器製造 年間5,000基以上 ④小型ボイラー、小型圧力容器製造 年間合計500基以上	①ボイラー・ 小型ボイラー の伝熱面積 合計 250m ² 以上 ②第一種圧力容 器の設置基數 15基以上	①ボイラー等 の据付 年間 70基以上 ②ボイラー等 の整備 年間 600基以上	所属する ボイラー技士 50名以上	製造・販売額 (10億以上/年)	正会員を 合計 4以上有する 本社等	30,000円 (1,000円)
二級	①ボイラー製造 年間10基以上 ②第一種圧力容器製造 年間15基以上 ③第二種圧力容器製造 年間2,000基以上 ④小型ボイラー、小型圧力容器製造 年間合計200基以上	①ボイラー・ 小型ボイラー の伝熱面積 合計 100m ² 以上 ②第一種圧力容 器の設置基數 5基以上	①ボイラー等 の据付 年間 50基以上 ②ボイラー等 の整備 年間 400基以上	所属する ボイラー技士 20名以上	製造・販売額 (1億以上/年)	正会員を 合計 3以上有する 本社等	21,000円 (1,000円)
三級	①ボイラー製造 年間10基未満 ②第一種圧力容器製造 年間15基未満 ③第二種圧力容器製造 年間2,000基未満 ④小型ボイラー、小型圧力容器製造 年間合計200基未満	①ボイラー・ 小型ボイラー の伝熱面積 合計 100m ² 未満 ②第一種圧力容 器の設置基數 5基未満	①ボイラー等 の据付 年間 50基未満 ②ボイラー等 の整備 年間 400基未満	所属する ボイラー技士 20名未満	製造・販売額 (1億未満/年)	正会員を 合計 1以上有する 本社等	15,000円 (1,000円)

賛助会員	①学識経験者	6,000円 (別途: 入会金1,000円)
	②団体	1口 30,000円 (別途: 入会金1,000円)
	③個人	10,000円 (別途: 入会金1,000円)
	④温水発生機のみ設置者	8,000円 (別途: 入会金1,000円)

注記:

- i) 貫流ボイラーにあっては、伝熱面積に10分の1を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。
- ii) 「ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、その他ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等をいう。